3　前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

4　国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事評価に関する経過措置）

第五条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日後一年間において行われる第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年間は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の四第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第七条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「（次条の規定を除く。）」を削る。

附則第三条を次のように改める。

（国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員に関する読替え）

第三条　国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員に対する第十六条第三項の規定の適用については、同項中「同条第二項」とあるのは「給与規程附則第六項」とする。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第八条　育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（給与規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務国会職員等に関する読替え）

第二条　育児短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「附則第二項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第四号及び第五号中「給料月額並びに」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額並びに」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

2　国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員が給与規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第四条の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条第一項」とする。

3　任期付短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「附則第二項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

附則第三条を削る。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年11月30日

人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「人事院規則９－120－１（人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」の次に「、人事院規則９－120－２（人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」を加える。

第２項第５号の８中「附則第４項」を「附則第３項」に改める。

第２項第11号(4)中「附則第16条」を「附則第４条」に改める。

第２項第19号(1)中「第２条第10号」を「第２条第９号」に改め、同号(2)中「第３条第７号」を「第３条第６号」に改め、同号(4)中「第４条第１項第７号」を「第４条第１項第６号」に改め、同号(7)中「第６条」を「第７条」に改める。

第２項第19号の２の次に次の１号を加える。

十九の三　人事院規則９－120－２（人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）附則第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

2　この決定による改正は、平成22年12月１日から効力を発生する。

人事院公示第19号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－127（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成22年11月30日

人事院総裁　江利川　毅

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

人事院規則９－127（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成22年12月１日

4　平成21年人事院公示第24号は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
価定　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体　三九〇円）　（配送料別）